

議案第 7 号

中学生いきいきサポート相談員設置規程を廃止する訓令について

中学生いきいきサポート相談員設置規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成27年3月11日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

教 育 庁

中学生いきいきサポート相談員設置規程を廃止する訓令

中学生いきいきサポート相談員設置規程（平成24年沖縄県教育委員会訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

部課名 義務教育課

1 件名

中学生いきいきサポート相談員設置規程を廃止する訓令

2 訓令廃止の理由

「中学生いきいきサポート相談員」は、平成24年度から平成26年度までの予定で中学校に配置し、生徒の登校支援や学習支援及び地域、校外での怠学への対応などの業務を行ってきた。

事業を実施したところ、中学校の生徒指導は小学校からの継続的な指導が有効であり校区内の小学校との連携が必要であることがわかったため、平成26年度から小学校とも連携した相談体制を確立するため「小中学校アシスト相談員」を設置し、生徒の登校支援や学習支援及び地域、校区内小中学校と連携した支援・相談業務を行っている。

事業の終了にともない、平成27年度以降は小中アシスト相談員へ相談業務を一本化するため「中学生いきいきサポート相談員」職を廃止したい。

3 訓令案の概要

- (1) 中学生いきいきサポート相談員設置規程（平成24年沖縄県教育委員会訓令第7号）は、廃止する。
- (2) 訓令の施行日は、平成27年4月1日とする。

4 添付資料

- (1) 「中学生いきいきサポート相談員設置規程」（平成24年沖縄県教育委員会訓令第7号）

(参考・現行規定)

中学生いきいきサポート相談員設置規程（平成24年沖縄県教育委員会訓令第7号）

（設置）

第1条 中学生の不登校及び問題行動の未然防止、早期発見並びに早期解決を図るため、教育事務所に中学生いきいきサポート相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生徒の不登校や問題行動等に関し、生徒の話し相手、悩み相談に関すること。
- (2) 生徒の不登校や問題行動等に関し、生徒の登校支援、学習支援に関すること。
- (3) 生徒の不登校や問題行動等に関し、所長が必要と認め指示した事項に関すること。

（委嘱）

第4条 相談員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（委嘱期間）

第5条 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

（報酬等）

第6条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第7条 相談員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

- 2 相談員の1日の勤務時間は6時間とする。
- 3 相談員の勤務場所は、所長が別に定める。

（服務）

第8条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第9条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 相談員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。